

資料編

資料1 新庁舎規模の算定条件

資料2 新庁舎規模の算定

資料3 新庁舎建設場所の選定

資料4 現庁舎の建て替えにかかるPFI導入検討報告書

資料 1 新庁舎規模の算定条件

1 外部の市民窓口施設（支所や出張所など）

本市では、サービスを提供する外部の市民窓口施設として、人口規模の大きい行徳地区（行徳駅、妙典駅周辺地域）については、総合的な出先機関として『行徳支所』を、支所に次ぐ出張所機能を持つものとしては、地域性や人口規模を踏まえ、大柏地区に『大柏出張所』を、南行徳地区には『南行徳市民センター』を、JR市川駅の南口には『市川駅行政サービスセンター』を設置しております。

この4つの市民窓口施設では、転入・転出などの住民異動、出生・婚姻などの戸籍の異動に伴う届出や申請などの基本的なサービスを提供しています。

このほか、証明書発行を中心に行っている3カ所の窓口連絡所を含めれば、市内の主要駅周辺に市民サービス窓口がほぼ配置されています。さらに、市内9カ所の公共施設やショッピングセンターに設置した証明書自動交付機やコンビニエンスストアにおいても証明書の発行が可能となっています。各市民窓口施設の位置づけは表1-1、サービス内容は表1-2のとおりです。

表 1-1 外部の市民窓口施設の種類と位置づけ

	該当施設	法律等の位置づけ	市川市での機能
支所	①行徳支所	特定の区域における事務の全般を行う事務所 (地方自治法第155条第1項) (支所設置条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入や出産といった住所や戸籍の異動とそれに伴う一連の手続き(国民健康保険、国民年金、児童手当の申請など)が可能 ・加えて福祉関連の相談を伴う申請事務(障害者手帳の交付、介護保険の申込、保育園の入園等)についても一部実施 ・自治会や水産業などの地域振興や街づくりにかかる一部事業も実施
出張所	②大柏出張所	市役所に出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置する事務所 (地方自治法第155条第1項) (出張所設置条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入や出産といった住所や戸籍の異動とそれに伴う一連の手続き(国民健康保険、国民年金、児童手当の申請など)が可能 ・ただし、福祉関連の相談を伴うような手続きはほとんど行っていない
その他 (サービスセンター)	③南行徳市民センター ④市川駅行政サービスセンター	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所とほぼ同様の機能を『南行徳地区』と『市川地区』へ提供
(窓口連絡所)	⑤信篤窓口連絡所 ⑥中山窓口連絡所 ⑦国分窓口連絡所	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁市民課の連絡窓口として、住民票等の証明書発行、転入転出の届出等の受付 (⑦国分窓口連絡所は一部未提供)

表 1-2 各市民窓口施設で提供されているサービス内容

		① 行徳支所	② 大柏出張所	③ 南行徳市民センター	④ 市川駅行政サービスセンター	⑤ 信篤窓口連絡所	⑥ 中山窓口連絡所	⑦ 国分窓口連絡所
基本 情報	最寄駅	東西線 行徳	J R 市川大野	東西線 南行徳	J R 市川	東西線 原木中山	J R 下総中山	北総線 北国分
	駅からの距離	400m	1,100m	100m	0m	200m	400m	1,300m
証明書 発行	住民票、印鑑証明証等	○	○	○	○	○	○	○
	税証明書	○	○	○				
届出	住民異動関係	○	○	○	○	○	○	
	戸籍異動関係	○	○	○				
	国保の加入等	○	○	△	△	△	△	
	年金の加入等	○	○	○	○			
申請	児童手当・医療費助成等	○	○	○	○			
	介護保険の申込	○	○		○			
	障がい者支援（一部）	○	△		△			

○：ほとんど手続きができる／△：一部の手続きができる

※証明書の発行は、市内9カ所・10台の自動交付機(H25.4.1現在)及び全国のセブンイレブン等の一部のコンビニエンスストアでも提供

※介護保険等に関する総合相談・各種支援については、市内11カ所の在宅介護支援センターで提供

2 新庁舎へ統合する部署の考え方

本来、市役所の行政組織は、サービスの対象者や内容、業務の性質から、『本庁舎と一体で機能する部署』と『本庁舎と独立して機能する部署』に分類されると考えられます。この機能と配置されている庁舎・施設を整理すると、表2-1のとおり区分できます。

新庁舎へ統合する部署については、分散している本庁舎と一体で機能すべき部署（区分AおよびB）を統合することとしました。

表2-1 行政機能の区分について

区分	現在の場所	機能	
A	本庁舎	【本庁舎と一体で機能する部署】 (管理部門) ・全市的な政策形成を行っているもの ・市議会の活動を補助するもの ・職員、財産、予算、その他市の業務全体を管理・監督するもの (窓口・事業部門)	(例) ・企画部門 ・議会事務局 ・総務、財政、管財、情報システム関係部門等
		・市民生活に必要な一連の手続きに関連するすべてのもの ・相談業務など、特別の配慮が必要であり、支援のために様々な機関との連携が必要なもの ・対応する職員に専門性が求められ、集約して行うことが効果的なもの ・複数の関連する手続きを同時に行う必要があり、かつ地域性に特段の配慮を要しないもの	・住所や戸籍の異動に関連するすべての窓口部署 ・障がい者支援、生活保護、母子家庭やDV ¹ 被害の相談等 ・建築や廃棄物処理などに関係する手続き等
C	本庁舎	【本庁舎と独立して機能する部署】 ・地域住民の利便性向上のため、各地域の実情に応じて複数設置している窓口や施設	(例) ・支所・出張所などの外部の市民窓口施設
D	分庁舎等の出先機関(外部の施設)	・単独の目的をもって設置された施設 ・その他業務の特性上、特別な施設や設備を必要とするもの	・公民館、図書館等 ・市営の病院や福祉施設等 ・下水処理場、ごみ焼却施設等

¹ DV：家族や恋人など、親密な関係の人から振るわれる暴力

表 2-2 行政機能の区分と現在の庁舎・事務所及び配置職員数

行政機能の区分	現在の配置庁舎	配置部署の主な業務	財産区分	職員数 (H25. 5. 1 現在)
A 本庁舎と一体で 機能する部署 (現在本庁舎にある)	1. 本庁舎	本庁舎のすべての部署	市有	1,634*人
B 本庁舎と一体で 機能する部署 (現在出先機関にある)	2. 南分庁舎	環境規制の届出、ごみの収集等	市有	
	3. 八幡分庁舎	公共下水道や公園の整備・管理等	市有 (建物)	
	4. 千葉コピー センタービル	市道の舗装、標識設置等	賃借	
	5. 一幸ビル	市が行う工事・委託の査定、検査等	賃借	
	6. 第三山本ビル	マナー条例の啓発活動等	賃借	
	7. パティオビル	消費者被害に関する相談等	賃借	
	8. いちかわ情報 プラザ	街回遊などの文化イベントの開催等 情報システムの運用管理等	賃借	
	9. アクス本八幡	ボランティア団体の活動支援等	市有	
	10. 男女共同 参画センター	DV相談、男女共同関連の講座等	市有	
C 本庁舎と独立して 機能する部署 (現在本庁舎にある)	現在は該当なし		—	
D 本庁舎と独立して 機能する部署 (現在出先機関にある)	支所、出張所などの本庁舎以外の窓口施設、学校、保育園、図書館、公民館など 11. 菅野終末処理場 12. 保健センター 13. 行徳支所 14. 大柏出張所 15. 南行徳市民センター 16. 市川駅行政サービスセンター 17. 中山窓口連絡所 18. 信篤窓口連絡所 19. 国分窓口連絡所 20. 勤労福祉センター 21. 生涯学習センター 22. こども発達センター 23. スポーツセンター 24. 保健医療福祉センター 25. 急病診療・ふれあいセンター 26. 地方卸売市場 27. クリーンセンター 28. 衛生処理場		—	3,933人

※特別職ほか10名を含む

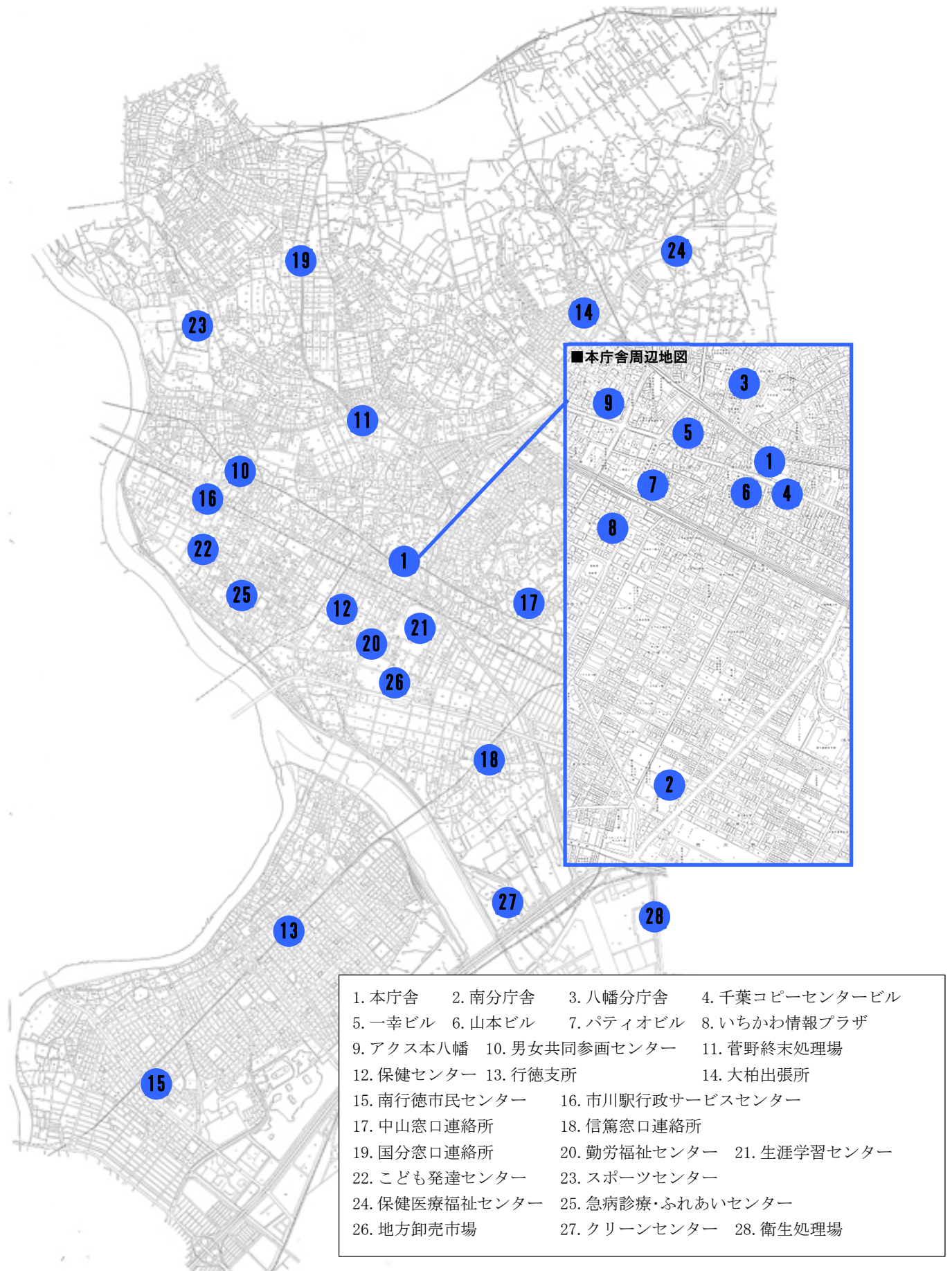


図 2-1 分庁舎・賃貸事務所・支所・その他の公共施設の設置状況

3 職員数の将来推計

将来的な職員数については、公的年金制度の改正によって、支給開始年齢が段階的に上げられる（平成 37 年まで）ことを踏まえ、退職後の再雇用などこれに起因する職員数の変動を考慮しながら、年齢構成をできるだけ平準化するよう職員採用に配慮して、推計を行いました。

(1) 市職員全体の推計

平成 25 年度における職員数を基準とし、将来の業務量、毎年度新規に採用する職員の数、公的年金制度の改正に伴う退職職員の再雇用の考え方など、推計条件を表 3-1 のとおり定め、平成 38 年度まで 5 年おきに算定を行いました。この結果、表 3-2 のとおり、現在 5,567 人の職員が平成 38 年度には 5,740 人（173 人の増加）になると推計されました。

表 3-1 推計条件

	前提条件	備考
① 基準職員数	定数 3,271 人	H25. 4. 1 現在実数（行財政改革推進課調べ） 特別職ほか 10 名を含む
	定数外 2,296 人	H25. 5. 1 現在実数（人事課・教育政策課調べ）
② 推計年度	平成 38 年度	年金支給開始年齢の引上げに伴う退職後の雇用を考慮し、推計年度はこの制度改正が完了する翌年とした
③ 新規採用	毎年度の退職者数に応じ調整	年齢構成の平準化も考慮する
④ 再任用職員数	定年退職者数に再任用希望率（推定）をかけて算出	公的年金制度の改正による支給開始年齢の段階的な引上げ（65 歳へ）は、3 年に 1 歳引上げ（平成 37 年に完了）とし、これを考慮した再任用希望とした
⑤ 業務量 （人工数）	業務量は 24 年度から一定とする	不足人員は非常勤職員を補填し、業務量を確保 雇用形態別の人工数の考え方は表 3-3 参照

表 3-2 将来職員数の推計結果

	25 年度 (5/1 現在の実数)	28 年度 (推計値)	33 年度 (推計値)	38 年度 (推計値)
定数	3,271 人	3,240 人	3,190 人	3,140 人
定数外	2,296 人	2,410 人	2,500 人	2,600 人
合計	5,567 人	5,650 人	5,690 人	5,740 人

※定数に特別職(市長ほか)等 10 名を含む

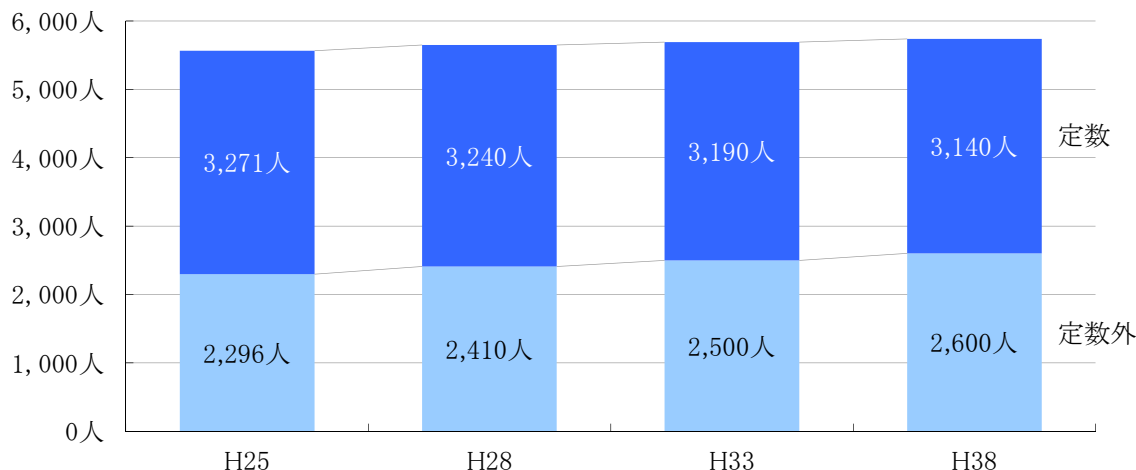


図 3-1 現在（25年度）と推計値（38年度）の職員数の推移

(2) 新庁舎に統合する部署にかかる職員数の推計

上記の結果から、新庁舎に統合する部署を抽出すると、現在 1,634 人の職員が平成 38 年度には 1,600 人（34 人の減）と、若干の減少傾向で推計されました。

なお、市職員全体の推計は増加傾向となっていますが、これは定数外職員の採用が、新庁舎に統合する本庁舎機能を有する部署では簡易な事務作業を補助する一部の職場に限られますが、保育園や学校などの外部施設では採用が多く、将来的に定数外職員の比率が増える傾向となったことによるものと考えられます。

表 3-2 将来職員数の推計結果

	25 年度 (5/1 現在の実数)	38 年度 (推計値)
定 数	1,353 人	1,290 人
定数外	281 人	310 人
合 計	1,634 人	1,600 人

※定数に特別職(市長ほか)等 10 名を含む

(参考) 用語の解説

1) 定 数

市川市職員定数条例に定められた事務に常時勤務する地方公務員
主に市川市の業務を担う職員として、正規職員とフルタイムで勤務する再任用職員からなる

2) 定数外

定数職員以外の非常勤の職員
正規職員を補助する職員として、非常勤職員と短時間勤務の再任用職員からなる

3) 人工数

人工数は、各職員の雇用形態により、1 週間や 1 日あたりに働いている仕事量に換算したもの

4) 雇用形態別の位置づけと人工

表 3-3 職員の雇用形態と人工数

		雇用形態	位置づけ	役割等	人工数
定数		①正規職員	常勤	行政の根幹を担う職員として公権力の行使を行う	1.0
	再任用職員	②常勤再任用職員 (地公法第 28 条の 4)	常勤	雇用と年金の連携を目的とした制度 それまでに培った知識・経験を活かし正規職員とともに仕事を行う 勤務時間は正規職員と同じ	1.0
定数外		③短時間再任用職員 (地公法第 28 条の 5)	非常勤	役割は同上 勤務時間は週 32 時間を限度とする	0.6
	非常勤職員	④非常勤職員 (ほぼフルタイム勤務) (地公法第 17 条)	非常勤	職員の産休・病休等による突発的な欠員や突発的な業務増への対応、定型的業務で正規職員の補助的な業務を行うもの 勤務時間は 1 日 7 時間・週 5 日程度でほぼフルタイムで勤務する	0.89
		⑤非常勤職員 (パートタイム勤務) (地公法第 17 条)	非常勤	役割は同上 勤務時間は週 2~3 日などいわゆるパートタイムで勤務する	0.45

4 市川市の将来人口推計

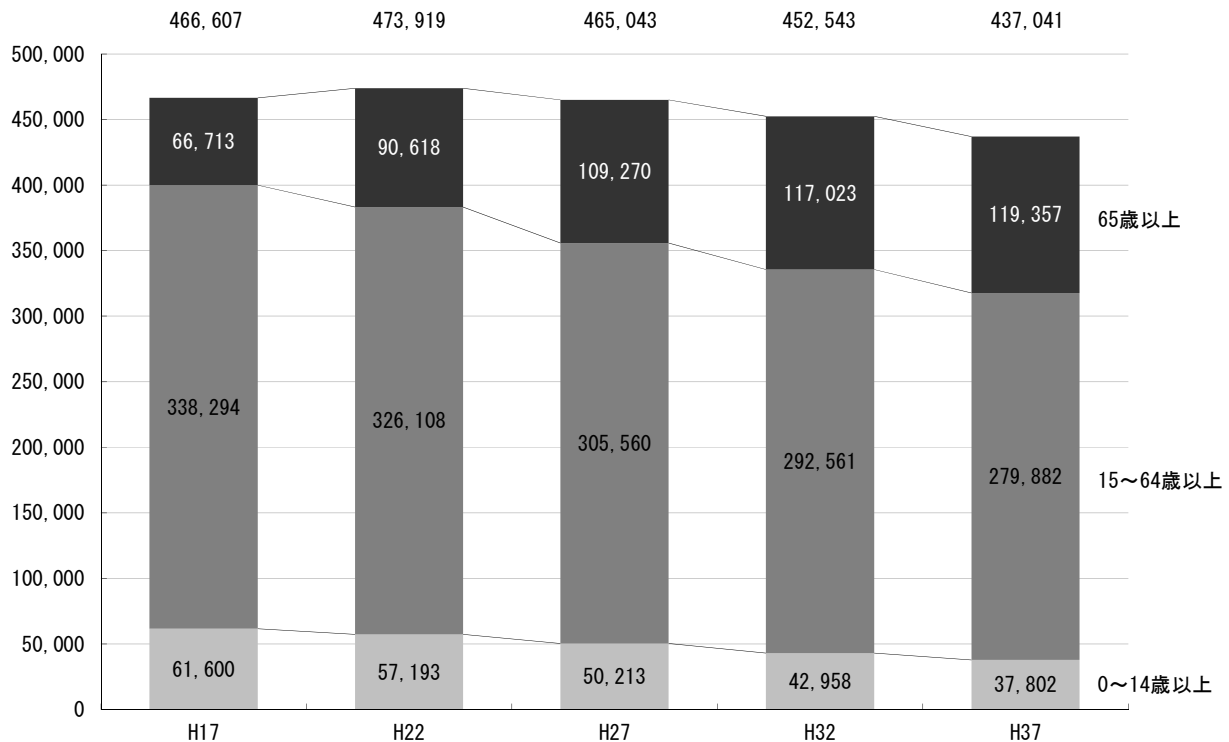


図 4-1 市川市の年齢別将来人口の見通し

※平成 17 年、22 年は国勢調査による実績値

